

北方学園PTA表彰規定

第1条 この規定は、北方学園児童生徒の学力向上や健全育成及び北方学園PTA 活動の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者に対して表彰することを目的とする。

第2条 この規定の被表彰者は、PTA 会員、個人、団体、地域等とする。

第3条 表彰の基準は次のとおりとする。

- 1 本校児童生徒の学力向上や福祉増進のために活動し、その取組が顕著である者。
- 2 北方学園PTA 活動の発展に貢献しその功績が顕著な者。
- 3 本校の教育発展に貢献しその功績が顕著な者。
- 4 その他、表彰または感謝に値する業績や行為があった者。

第4条 被表彰者の選考及び決定は、北方学園PTA 役員会により行うものとする。

第5条 表彰は、表彰状または感謝状により原則北方学園PTA 総会にて贈呈を行う。

第6条 表彰に関する経費は、北方学園PTA 会計予算をもってあてる。

第7条 この規定の改正や廃止等は、北方学園PTA 総会にて決定する。

第8条 この規定に定めるものの他、必要な事項は、北方学園PTA 役員会に諮り決定する。

附 則

- 1 この規定は、令和2年5月1日より施行する。